

移住支援金申請の手引き

2025 年度版

豊橋市
商工業振興課

目 次

	頁
1 移住支援金とは	3
2 移住元要件	3
3 移住先要件	5
4 支援金の額	8
5 申請書類	9
6 交付の条件	9
7 支援金の返還	9
8 申請の期限	10
9 問合先・申請書の提出先、提出方法	11

1 移住支援金とは

移住支援金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から豊橋市へ移住し、移住支援金対象求人に就業した方等に、国・愛知県・豊橋市が共同で支援金を支給する制度です。

本制度は、次の「2 移住元要件」と「3 移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。就業や起業等で移住した方がご利用できます。

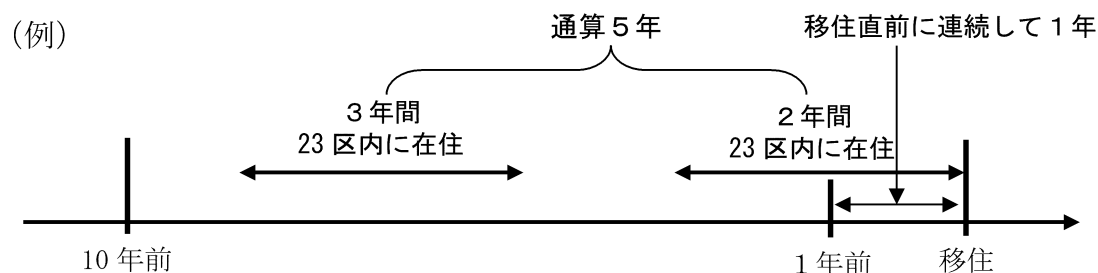
なお、起業で移住された方は、愛知県の「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金」の交付決定を受けていることが要件です。手続きに関しては、個別に「9 問合せ先」までお問合せください。

2 移住元要件

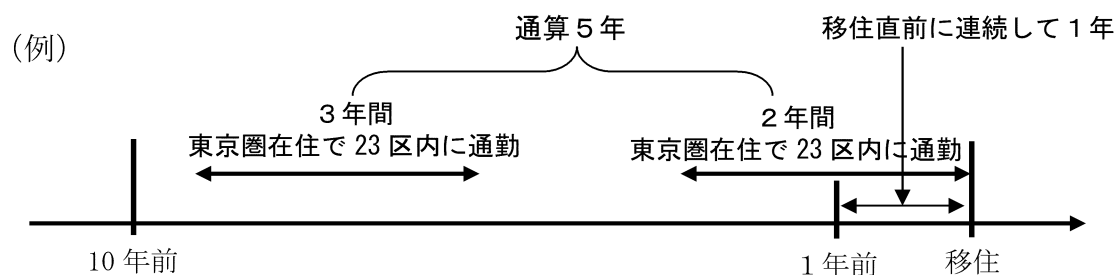
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当すること。

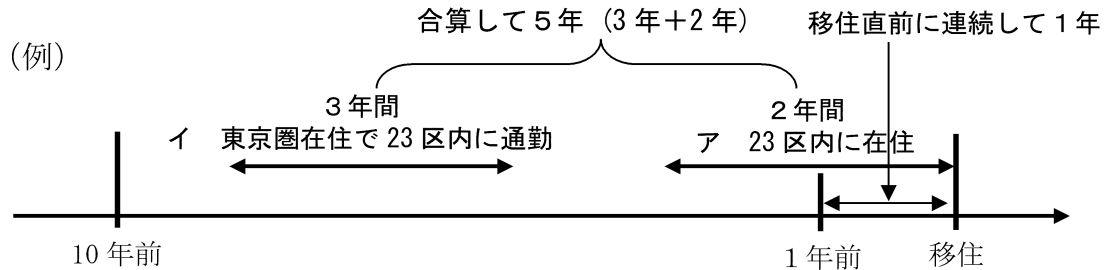
ア 豊橋市へ移住^{※1}する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」



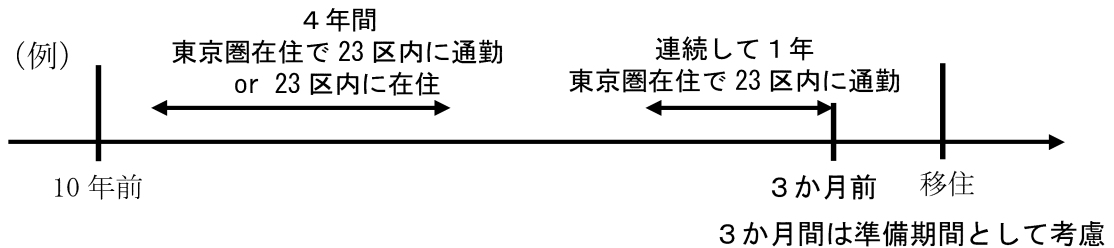
イ 豊橋市へ移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域^{※2}以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」



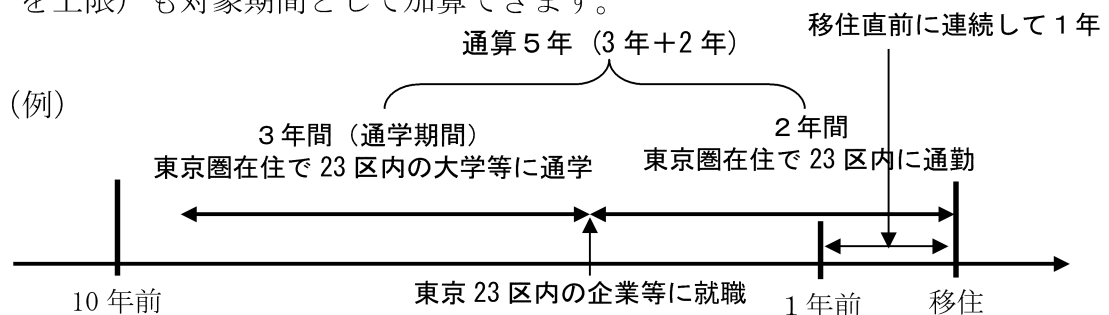
(注1) 「ア 東京 23 区内に在住していたこと」と「イ 東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上」を満たしても対象となります。



(注2) 「移住する直前に連続して 1 年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「1 年以上」の期間については、移住する 3 か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3 か月の期間中に東京圏（条件不利地域を除く）から転出している場合は対象外となります。)



(注3) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間（修業年限を上限）も対象期間として加算できます。



※1 「移住」とは、住民票を豊橋市に異動し、生活の本拠を豊橋市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(2) 次のア～オの全てに該当すること。

- ア 豊橋市暴力団排除条例（平成 23 年豊橋市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 豊橋市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- エ 過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となった場合を除く。
- オ その他愛知県又は豊橋市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 移住先要件

次の（１）～（４）のいずれかに該当する方

- (1) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』
- (2) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業（専門人材）』
- (3) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク』
- (4) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口』

① 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当すること。

- ア 支援金の申請時において、移住後 3 か月以上 1 年以内であること。
- イ 豊橋市に、支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

② 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～キの全てに該当すること。

- ア 勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 転入日時時点で満 50 歳以下であること。
- ウ 就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト※3に掲載している求人であること。
- エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、かつ、申請時において当該法人等に連続して 3 か月以上在職していること。

- オ 求人への応募日が、マッチングサイトに上記ウの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 就業した当該法人等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※3 「マッチングサイト」とは、愛知県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るため「あいちUIJターン支援センター」のWebページに掲載している「移住支援金対象」求人や、その他の道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次のア～オの全てに該当すること。

- ア 勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

④ テレワークに関する要件

次のア～ウに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を豊橋市に異動した場合であって、豊橋市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。
- ウ 所属先企業において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業している（原則、恒常的に通勤しない）こと。

⑤ 関係人口に関する要件

本市への転入日において満 50 歳以下で、(ア) 及び (イ) に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、(ウ) から (オ) までに掲げるいずれかの要件に該当すること。

(ア) 豊橋市内に所在する大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を含む。）及び同法第 108 条に規定する短期大学をいう。）又は高等学校（学校教育法第 50 条に規定する高等学校及び同法第 76 条に規定する特別支援学校の高等部をいう。）に在籍していたこと。

(イ) 転入する日の属する年度の前 3 年間に於いて 1 回以上、本市に対してふるさと寄附金を寄附し、体験型の返礼品を選択し体験したこと。

(ウ) 本市の認定農業者又は認定農業者となる見込みのある者

(エ) 本市の認定新規就農者又は認定新規就農者となる見込みのある者

(オ) 豊橋市内に本社又は本店を有する中小企業者等（別表に掲げる要件のいずれかに該当する事業者をいう。以下同じ。）に就業した者であつて、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- a 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）への就業でないこと。
- b 本市への転入日より前に、当該就業先の企業説明会に参加する等の関わりを有していること。
- c 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- d 当該就業先において、移住支援金の申請の日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有すること。
- e 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。
- f 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条に規定する適用事業の事業主に就業していること。
- g 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む中小企業者等に就業していないこと。
- h 暴力団員が役員となっている中小企業者等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する中小企業者等に就業していないこと。

4 支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※4での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同 して移住する場合※5	18歳未満の者一人につき100万円を加算

※4 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※5 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

- ・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます（ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象）。
- ・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。
- ・豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付要綱（平成30年8月31日決裁）別表の項目の欄の子育て支援に係る補助（子育て奨励金）の補助金の交付決定を受けている場合は対象となりません。

5 申請書類

支援金の申請に当たっては、別紙申請書類等一覧のとおり提出してください。

6 交付の条件

- (1) 支援金の申請日から5年以内に住所の変更があった場合、または支援金の申請日から1年以内に就業先（勤務地）の変更があった場合は、速やかに豊橋市に報告してその指示を受けること。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び豊橋市から求められた場合には、それに応じること。

7 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして豊橋市長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 支援金の申請日から3年未満に豊橋市から転出した場合
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
- (2) 半額の返還
 - 支援金の申請日から3年以上5年以内に豊橋市から転出した場合

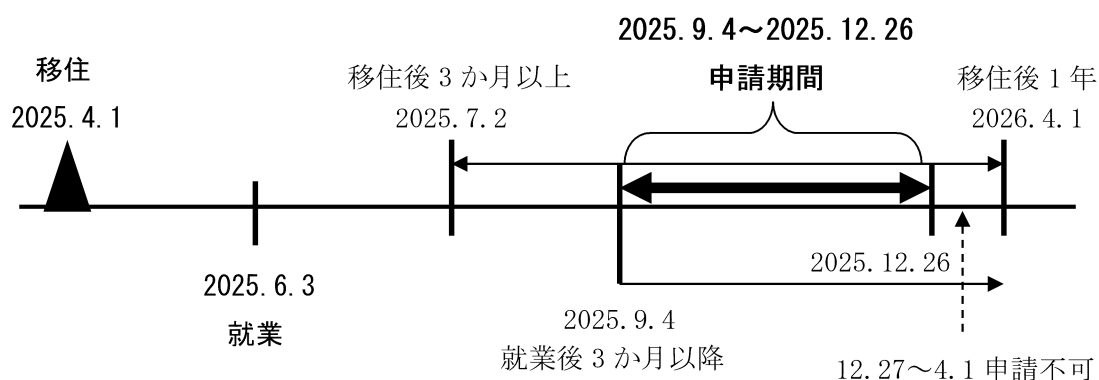
8 申請の期限

2025年12月26日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口相談の上、申請してください。

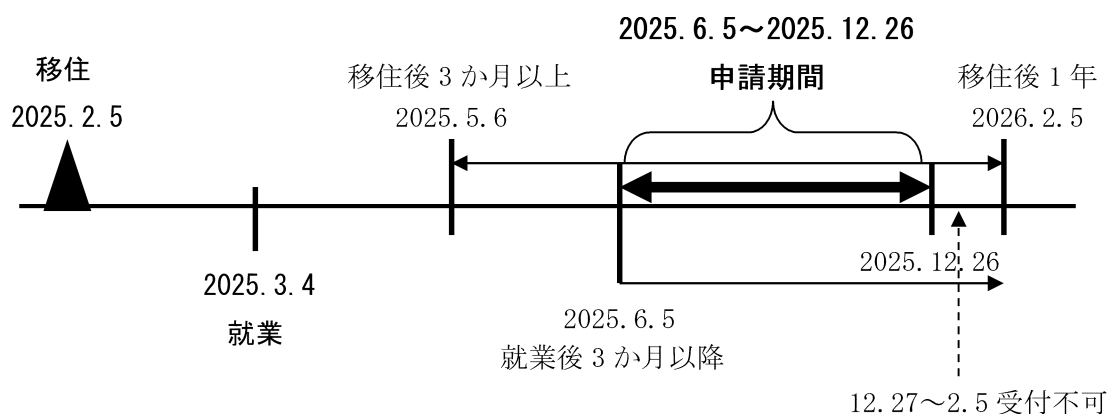
【パターン1】

2025年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



【パターン2】

2025年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法

(1) 問合せ先・申請書の提出先

豊橋市役所 商工業振興課 人材・雇用サポートグループ

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 10階

Tel (0532)51-2435 Fax (0532)55-9090

E-mail shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

(2) 提出方法

窓口へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可